

交通規程

第1条 この規程は、本校生徒の交通安全並びに交通事故の予防を目的とする。

第2条 バイクの免許取得及び運転は禁止する。これに違反した場合は特別指導の対象とする。

第3条 自動車の免許取得については、次の事項を遵守する。これに違反した場合は特別指導の対象とする。

- (1) 自動車学校への通学は第3学年の10月第4週以降とする。
- (2) 事前に「運転免許取得願・誓約書」を提出し許可を得る。
- (3) 自動車学校への通学は、学業に支障のないようにする。
(考査1週間前から考査終了までは自動車学校への通学は禁止する。)
- (4) 自動車の所有及び自動車による通学は認めない。
- (5) 自動車の運転は卒業式終了まで認めない。
- (6) 成績不振科目があったり、時数不足等により卒業が危ぶまれる生徒は許可されない場合がある。
- (7) 免許を取得した場合は、「免許取得届」を提出する。

第4条 自転車については、次の事項を遵守する。

- (1) ライト・ブレーキ・反射板などを整備しておく。
- (2) 雨の日の傘をさした運転、携帯電話を使用しながらの運転はしない。
- (3) 冬季間は使用しない。
- (4) 道路交通法を遵守する。
- (5) その他学校の指示に従う。

付則

- 1 本規程は、平成20年4月改正、施行する。
- 2 本規程は、平成30年4月6日改正、施行する。
- 3 本規程は、令和5年3月16日改正、施行する。